

まえがき

近年、都市化・核家族化などに伴う地域社会や家庭の養育力の低下などを背景に、児童虐待が増加しており社会問題となっている。児童虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与えるとともに、次世代を担う子どもの育成を妨げる重大な問題である。

そのため、平成12年に児童虐待防止に関する法律が制定され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防・早期発見、国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護や支援などについて規定し、施策の充実が図られた。

児童虐待は、早い時期に発見し適切な対応をすることによって子どもの被害を最小限に食い止めることが重要である。養護教諭は、職務上げがや身体的不調など心身の多様な健康問題で保健室を訪れる子どもの対応に当たっていることから、身体的な虐待や心理的な虐待などを発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見・早期対応にその役割が期待されているところである。

そこで、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図るための一助とするために、この度「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成した。本書の特徴は、学校の役割を明記した上で、児童虐待の理解、児童虐待と心身の健康との関連性、養護教諭と特にかかわりが深い身体的虐待及び性的虐待の早期発見の視点とその対応などについて、学校現場で活用しやすいように事例を交えながら具体的に記載したことである。

本書が学校において、養護教諭をはじめ学校関係者に広く活用され、児童虐待への対応の充実を図るために生かしていただけることを願っている。

平成19年10月

文部科学省スポーツ・青少年局長

樋口 修資